#### 開会 午前10時00分

### ◎開会及び開議の宣告

○議長(目時重雄君) おはようございます。

ただいまの出席議員数は12人であります。

よって、定足数に達しております。

ただいまから令和3年第8回小坂町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

\_\_\_\_\_\_

#### ◎諸般の報告

○議長(目時重雄君) 日程に先立ちまして諸般の報告をいたします。

今期定例会において11月19日開催の議会運営委員会までに受理した陳情は、お手元に配付の陳情書の写しのとおりであり、陳情第5号 安全・安心の医療・介護・福祉を実現し、国民のいのちと健康を守るため国に意見書提出を求める陳情、陳情第6号 精神保健福祉の改善について国に意見書提出を求める陳情、陳情第7号 安全・安心の医療・介護・福祉を実現し、国民のいのちと健康をまもることを国に求める意見書提出の陳情、陳情第8号 介護をする人・受ける人がともに大切にされる介護保険制度への転換を求める国への意見書提出の陳情は、総務福祉常任委員会に付託いたしましたので、ご報告いたします。

### ◎会議録署名議員の指名

○議長(目時重雄君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、小坂町議会会議規則第111条の規定により、9番、小笠原憲昭君、10番、熊谷聴君を指名いたします。

#### ◎会期の決定

○議長(目時重雄君) 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

会期につきましては、運営委員会委員長のご報告を求めます。 委員長。

〔議会運営委員長 小笠原憲昭君登壇〕

○議会運営委員長(小笠原憲昭君) おはようございます。

本定例会についての議会運営委員会を11月19日に開催をいたしました。

本定例会に係る案件は、条例の一部を改正する条例制定9件、指定管理者の指定3件、補 正予算7件、陳情4件、意見書2件となっております。定例会中の追加予定案件が1件であ ります。

したがいまして、議会運営委員会としましては、第1日、11月30日火曜日を初日本会議、第2日、12月1日は一般質問、第3日、12月2日は各常任委員会、第4日、12月3日は事務整理等で休会、第5日と第6日は土日で休会、第7日と第8日は事務整理等で休会、第9日、12月8日水曜日を最終日本会議として、会期を9日間とすることを提案いたします。

○議長(目時重雄君) お諮りいたします。

本定例会の会期につきましては、ただいまの運営委員会委員長の報告のとおり、本日から 12月8日までの9日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(目時重雄君) ご異議はないものと認めます。

よって、本定例会の会期は9日間と決定いたしました。

\_\_\_\_\_\_

# ◎町政報告及び教育行政に関する報告

○議長(目時重雄君) 日程第3、町政報告及び教育行政に関する報告について、町長及び教育委員会教育長から発言を求められておりますので、この際発言を許可いたします。

まず、町長からお受けいたします。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

〇町長(細越 満君) おはようございます。

本日は第8回小坂町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には時節柄お忙しい

中ご参会を賜り誠にありがとうございます。

本日提出いたしますのは、議案として条例の一部改正9件、指定管理者の指定について3件、補正予算7件の計19件でございます。

なお、会期中に人事案件をご提案したいと考えております。

いずれの議案につきましても慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願いを申し上げます。 それでは、議案の審議に先立ちまして、9月定例会後の町政諸般についてご報告いたしま す。

初めに、全町空き家調査の結果についてご報告申し上げます。

本年6月から実施していた空き家現況調査がこのほど終了し、町内全域で214戸の空き家 が存在していることが確認されました。

これまでは、平成26年度に小坂町防犯協会中央支部が実施した空き家・廃屋調査のデータを基礎に、秋田県が平成27年度に実施した調査結果の81戸を確認しておりましたが、これはあくまでも中央地区だけの数字でした。中央地区以外は詳細な現地調査を実施していなかったため、全町には200戸ほどの空き家が存在しているのではないかと推測しておりましたが、ほぼそれに近い調査結果となりました。

今回の調査結果を小坂町空家等対策協議会へ報告するとともに、平成29年度に策定している小坂町空家等対策計画の見直し作業を進めます。今後は移住・定住促進のための空き家利活用や安全・安心で快適に暮らしやすいまちづくりに役立ててまいります。

次に、新型コロナウイルスワクチンの第3回目接種の状況についてご報告申し上げます。

新型コロナウイルスワクチン接種は、本年4月26日から9月27日まで小坂町診療所で実施し、10月以降、2回の接種を希望された方は鹿角市に依頼し、市内の医療機関で接種を受けており、11月30日まで接種の予約受付を行うことにしております。

10月31日現在、2回の接種を終えた12歳以上の方は4,217人、接種率93%となっております。

このたび、国では2回の接種後、時間の経過とともにワクチンの有効性が低下することから、ウイルスに対抗する中和抗体の値を上昇させ、感染予防や重症化予防の効果が改善されることが期待できるとして3回目のワクチン接種、いわゆるブースター接種を実施することになりました。

この3回目接種の対象者は、今後変更となる可能性がございますが、現時点では18歳以上の2回接種した方を対象とし、2回目の接種日から8か月経過後に接種を実施すると示され

ております。

現在の当町のスケジュールは、2回のワクチン接種と同様に一部施設入所者等以外の方は、 全て小坂町診療所での個別接種で実施いたします。先行接種者である医療従事者を除き町民 の接種対象者を5つにグループ分けし、来年2月中旬から3回目の接種を開始する予定です。

当町に提供されるワクチンは、ファイザー社ワクチンと武田/モデルナ社ワクチンの予定で、国からのワクチン提供次第ではありますが、6月末までに本年10月末まで2回の接種した方の希望者全員への接種を終了する計画であるほか、本年11月以降に2回の接種を終えられた方々については国の動向を見据え、実施方法などについて判断し対応してまいります。

第1グループは、本年6月8日までに2回の接種を終えられた方々、在宅、施設入所者合わせて1,020人を対象に接種を実施いたします。このうち在宅の方960人には、12月下旬に接種券を発送し、1月中旬からコールセンターで電話予約受付を開始し、2月中に接種を実施いたします。また、施設入所者60人の方は、小坂町診療所医師による施設回診時に施設内で接種を実施する予定です。

続く第2グループ以降の方々にも、順次、グループごとに時期をずらして同様の方法で進めてまいります。

接種に当たり担当する福祉課には、万全を期して準備を進め、事故には十分注意し、慎重かつ迅速に接種を実施するよう指示したところでございます。

次に、老人憩の家あかしや荘の営業再開についてご報告申し上げます。

本年6月14日に着工した改修工事が9月30日に完成し、諸準備を行い、10月27日に再開いたしました。再開初日は61人の方がご利用され、これまで1日当たりの平均で約50人の利用状況となっております。

昨年6月に実施した浴槽水の水質検査で国基準を超えるレジオネラ属菌が検出されて以来、約1年5か月にわたって休業となり、それまでご利用されていた多くの町民の皆様に大変ご不便をおかけいたしました。温泉から沸かし湯に切替えしての入浴となりますが、多くの町民の皆様に利用していただければ幸いでございます。

次に、今冬の雪対策、除雪体制についてご報告申し上げます。

去る7月22日に議会、自治会、警察、消防、社会福祉協議会、学校の代表に出席いただき、 小坂町雪対策連絡協議会を開催し、今冬の活動方針や除雪計画等を説明し、意見交換をいた しました。今年度も自治会内の共助により行われる除雪作業の燃料費を町が補助するなど、 町民に必要とされる施策を引き続き実施していくほか、雪対策連絡協議会研究部会では消融 雪歩道の維持管理や融流雪溝の整備、間口除雪などの課題を継続して調査・研究・協議して まいります。

今冬の道路除雪は、昨年同様、小坂まちづくり株式会社などに業務を委託し実施するほか、 大地自治会では今年度も自治会で地域内の除雪を実施いたします。

また、除雪路線の一部の見直しを行い除雪作業の効率化を図りつつ、皆様の要望を聞きながら対応してまいります。

さらに町内道路の除雪がスムーズに進むように国道・県道を管理する秋田県との連携をより一層深めていくよう努めてまいります。

町では議会や町民の皆様のご理解、ご協力をいただきながら、引き続き町民にやさしい、満足度の高い安心・安全除雪を目指してまいりますので、今後ともご指導、ご助言よろしくお願い申し上げます。

次に、当日配付の町政報告でございます。

令和3年産米の生産状況についてご報告申し上げます。

令和3年産の米生産については、需要に応じた米生産に生産者自らが取組を行う新たな枠組みとなる生産の目安を参考とする生産計画の4年目になりました。

最初に主食用米の生産状況でありますが、秋田県から示された生産の目安を基に、鹿角地域農業再生協議会で鹿角地域の生産の目安を算定され、その結果、小坂町の主食用米の目安数量は1,131トン、目安面積換算では216.6~クタール、目安率は53.95%となり、各農家には目安率に応じた個別の目安となる面積等をお知らせいたしました。

各農家には、通知した生産の目安を参考に水稲生産実施計画書を提出していただき、農林 班で春、夏、秋の転作作物等取組状況の現況を確認した結果、町の主食用米の最終取組面積 は、前年より45.8~クタール減の165.0~クタールとなりました。町の生産の目安は達成し ており、主な転換先として飼料用米が昨年より36.3~クタール増えております。

次に、米の集荷状況についてですが、11月12日現在9,696俵の集荷量となっております。 農家からの予約申込数量は、9,146俵でありましたので、出荷率は106.0%となりました。

また、当町の1等米比率は11月12日現在で88.7%であります。なお、鹿角市は92.0%で 東北農政局発表の秋田県産水稲うるち玄米1等米比率は9月末現在で92.5%となっており ます。

次に、地域応援商品券、宿泊支援助成券の使用状況についてご報告申し上げます。

みんなで応援地域商品券事業は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている地域経済

の回復支援と個人消費の拡大を促進させるため、町内各事業所で使用できる地域商品券を2,219世帯の町民4,669人に1人につき1,000円の商品券を12枚、1万2,000円分を送付いたしました。そのうち最も影響を受けている飲食関連事業者への支援、消費拡大のために、2,000円分は飲食店専用券にしております。結果として1,000円券の送付枚数5万6,028枚中5万5,333枚が使用され、利用率は98.8%となっております。

なお、商品券のうち飲食店専用券の使用割合などの詳細な使用状況は、現在集計中でありますので、後日報告させていただきます。

次に、宿泊支援助成券については、使用期限が11月末となることから、最終実績の取りま とめは12月中になりますので、現段階でのご報告をさせていただきます。

緊急宿泊助成券は、秋田県民を対象に1人最大2枚まで応募できるものとし、5,000円券5,000枚を抽せんにより交付しております。抽せんの状況は9,967通の応募があり、当選者2,503人を決定しております。10月末現在の宿泊助成券の利用状況は、十和田湖地区で4,049枚、その他の地区で56枚、計4,105枚が利用され、利用率は82.1%となっております。地域応援商品券、宿泊支援助成券ともにある程度の利用がなされていることから、一定の経済効果が図られたものと思っております。

以上6点についてご報告申し上げ、町政報告といたします。

〇議長(目時重雄君) 次に、教育委員会教育長。

〔教育長 澤口康夫君登壇〕

○教育長(澤口康夫君) おはようございます。

それでは、教育行政についてご報告申し上げます。

まなびピア2021についてご報告申し上げます。

まなびピアは、年1回の生涯学習のつどいとして平成2年度から始まり、町民の生涯学習活動の総合的な交流と発表の場として、より一層効果的な生涯学習活動の推進を図るために開催しているものです。

10月23日、24日の2日間にわたって開催され、今年度も昨年に引き続き新型コロナウイルス感染症拡大防止のため規模を縮小し開催いたしましたが、作品・活動展示には町民・団体の作品のほか、町内保育所や小・中学校の作品など、昨年以上の出展がありました。

発表は太極拳とアカシア太鼓が披露され、コロナ禍で発表の機会がなくなる中、皆さんすばらしい演舞・演奏を楽しんでおりました。

また、23日は小学校体育館で小坂小学校の学習発表会、24日はセパームアリーナで小坂

中学校の合唱コンクールと坂中祭が同時開催され、まなびピアにもたくさんの保護者の方が 訪れてくれました。両校のステージ発表ではふるさと小坂についての発表や劇、ダンスなど、 小中一貫教育校としてのふるさとキャリア教育の成果が見られ、観客を大いに感動させてく れました。

教育委員会では、今後とも生涯学習に関する事業をより一層充実させ、学校との連携によりまなびピアが幅広い世代の発表の場、多くの町民が集う世代間交流の場として発展できるよう努めてまいります。

以上1点についてご報告申し上げ、教育行政報告といたします。

○議長(目時重雄君) これで町政報告及び教育行政に関する報告は終了いたします。

### ◎議案第78号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(目時重雄君) 日程第4、議案第78号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する 条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

[職員議案朗読]

○議長(目時重雄君) 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 細越 満君登壇]

○町長(細越 満君) 議案第78号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本条例の一部改正は、これまで医療職給料表の適用を受ける医師の定年年齢を一般行政職と同様に60歳としていたものを医師の安定的な確保に資するため、65歳に改める必要があることから、第3条にただし書を追加し、改正しようとするものであります。

以上、誠に簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長(目時重雄君) これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(目時重雄君) 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(目時重雄君) 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第78号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第78号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長(目時重雄君) 起立全員であります。

よって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

## ◎議案第79号の上程、説明、質疑、討論、採決

〇議長(目時重雄君) 日程第5、議案第79号 小坂町特別職報酬等審議会条例の一部を改正 する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

O議長(目時重雄君) 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 細越 満君登壇]

**〇町長(細越 満君)** 議案第79号 小坂町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例制 定について、提案理由をご説明申し上げます。

特別職報酬等審議会は、これまで特別職の報酬等を改正する必要があるときにその都度委員を任命して開催しておりましたが、社会・経済の動向をはじめ多角的な視点から、報酬等の見直しについて迅速に対応するため、毎年開催することに改めるなど、所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては、総務課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

- 〇議長(目時重雄君) 総務課長。
- ○総務課長(窪田圭一君) それでは、審議の参考の2ページをご覧ください。

現在の条例の第2条では、審議会を開催する機会を、報酬等の額に関する条例を議会に提出しようとするときと定めておりますが、額の改定の有無にかかわらず毎年開催して審議していただくことに改めようとするものです。

第3条では委員の任命、任期について規定しており、必要の都度任命し、審議会の終了と 同時に解任されていたものを2年間の任期といたします。そして、第3項では委員の罷免に ついて、第4項では委員の守秘義務についての規定を新たに追加しております。

以上で私からの説明を終わります。

○議長(目時重雄君) これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(目時重雄君) 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(目時重雄君) 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第79号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第79号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長(目時重雄君) 起立全員であります。

よって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第80号~議案第83号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(目時重雄君) 日程第6、議案第80号 小坂町職員の給与に関する条例の一部を改正 する条例制定について、日程第7、議案第81号 特別職の職員で常勤のものの給料、旅費及 びその他の給与額並びにその支給方法に関する条例の一部を改正する条例制定について、日 程第8、議案第82号 小坂町議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例制 定について、日程第9、議案第83号 小坂町会計年度任用職員の給与及び費用弁償等に関す る条例の一部を改正する条例制定についてを関連がありますので、一括で議題といたします。 職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長(目時重雄君) 町長から提案理由の説明を求めます。 町長。

[町長 細越 満君登壇]

○町長(細越 満君) 議案第80号 小坂町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第81号 特別職の職員で常勤のものの給料、旅費及びその他の給与額並びにその支給方法に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第82号 小坂町議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第83号 小坂町会計年度任用職員の給与及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について、関連がございますので、一括して提案理由をご説明申し上げます。

議案第80号の一般職の職員の給与条例の一部改正についてであります。

職員給与につきましては、国家公務員の給与に関する人事院勧告及び秋田県職員の給与に関する秋田県人事委員会による勧告を参考に給与条例の改正を行ってきております。

本年度、人事院が8月10日に国家公務員の給与に関する勧告及び公務員人事管理に関する 報告を行いました。

秋田県人事委員会においては、10月11日に県職員の給与に関する報告及び勧告を行い、 秋田県ではその報告及び勧告に従った条例改正案を11月25日開会の秋田県議会に提出して おります。

本議案で提案いたします改正内容でございますが、期末手当の引下げについて、秋田県人事委員会の勧告及び秋田県の措置に準拠したものであります。

期末手当につきましては、一般職員の年間支給月数を0.1月、再任用職員は0.05月引き下げることとし、これまでの一般職員の年間支給月数を4.3月から4.2月に、再任用職員は2.25月から2.2月に改めるものであります。

この引下げ分については、令和3年度においては一般職員は現行の12月支給分から0.1月、再任用職員は0.05月引き下げ、令和4年度以降においては、現行の6月及び12月支給分を それぞれ一般職員が2.1月、再任用職員が1.1月とするものであります。 令和3年度分については、令和3年12月1日からの施行とし、令和4年度以降の分については、令和4年4月1日の施行といたします。

以上の改定の内容については、小坂町職員労働組合の了解を得ております。

また、議案第78号で可決いただきました職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例 で医師の定年年齢を65歳としたことに伴い、初任給調整手当の支給期間を35年から40年に 変更いたします。

議案第81号の特別職の給与に関する条例の一部改正についてであります。

町長、副町長及び教育長の期末手当につきましては、職員に準じて支給月数を定めてきたことから、期末手当の支給月数を年間0.1月引き下げ、現行の3.2月を3.1月とする規定に改めるものであります。

支給月数は、令和3年においては現行の12月支給分から0.1月引き下げ1.5月に、令和4年度以降においては、現行の6月及び12月支給分からそれぞれ0.05月引き下げ1.55月とするものであります。

令和3年度分については、令和3年12月1日から施行し、令和4年度以降の分については、 令和4年4月1日の施行といたします。

議案第82号の議会の議員報酬等に関する条例の一部改正についてであります。

議員の期末手当につきましても、常勤の特別職と同様に職員に準じて期末手当の支給月数を年間0.1月引き下げて支給する規定に改め、各支払期での支給月数及び施行期日も常勤の特別職と同様といたします。

議案第83号の会計年度任用職員の給与に関する条例の一部改正についてであります。

会計年度任用職員につきましては、一般職の職員の給与条例を準用していることから、令和3年度の期末手当の12月支給分を0.075月引き下げ0.84375月に改めるものであります。

施行期日については、令和3年12月1日からの施行といたします。

詳細につきましては、総務課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

- 〇議長(目時重雄君) 総務課長。
- ○総務課長(窪田圭一君) 審議の参考の3ページ、4ページに今回の改正の概要を、5ページから9ページまで改正に係る新旧対照表を掲載しております。

3ページ、4ページの概要資料を用いて今回の改正の内容を説明させていただきます。 今回の改正は、ただいま町長が提案理由で申し上げましたとおり、秋田県人事委員会の勧 告及び秋田県の措置に準拠し行うものでございます。

議案第80号の小坂町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の(1)の改正条例第 1条では、医療職給料表の適用を受ける職員に支給される初任給調整手当について、定年年 齢の引上げに合わせ支給期間を5年間延長します。

期末手当については、民間の年間支給割合に合わせ、年間支給月数の変更として一般職員 分は年間4.3月を0.1月引き下げ4.2月とするものです。令和3年度は既に6月期分を支給済 みですので、引下げ分は全て12月期支給分から引き下げます。再任用職員についても、期末 手当を0.05月引き下げ、12月期分から引き下げて支給するため、令和3年12月1日の施行 といたします。

(2) の改正条例第2条の期末手当の年間支給月数の変更についてです。

令和4年度以降の支給月数については、一般職員の期末勤勉手当の6月期及び12月期の支給割合を変更し、それぞれ期末勤勉手当を合わせて2.1月ずつといたします。再任用職員についても同様に1.1月に変更し、令和4年4月1日の施行とします。

次のページに参ります。

また、職員の期末手当の年間支給月数の改正に伴いまして、議案第81号では町長、副町長、 教育長の特別職、議案第82号では小坂町議会議員、議案第83号では会計年度任用職員の期 末手当の年間支給月数も改正しております。

以上で説明を終わります。

- ○議長(目時重雄君) これより議案第80号の質疑に入ります。質疑はありませんか。 9番。
- ○9番(小笠原憲昭君) 過日NHKのラジオを聞いていましたら、国家公務員については、政府は人事院の勧告どおりには今はすべきではないと。それはなぜかというと、コロナ禍で非常に景気が低迷しているということで、経済の活性化を考えた場合に、今これを完全実施するのは非常に無理があるのではないかということで、国家公務員については来年の6月に繰延べをするというふうなことを政府が決めたと、残念ながら魁新報等にはそういう報道は一切出ておりませんけれども、私がたまたまラジオを聞いていたらそういうニュースが入っておりました。さらに国では各地方自治体についても、できるだけ国が方向を示したので、それに右倣えをしていただきたいというふうなこともお願いをするというニュースの内容でありました。

そこで、副町長さんにお尋ねしたいですけれども、そういう通達は当町にもあったもので

しょうか。

- 〇議長(目時重雄君) 副町長。
- **〇副町長(成田祥夫君)** 国からそのような通達は町にも届いております。
- O議長(目時重雄君)
   そのほか質疑はないですか。

   6番。
- ○6番(秋元英俊君) 小笠原議員と関連してではありますけども、県の人事院勧告、要するに県の職員を対象にする状況の中で、いわゆるラスパイレス指数を考えると、県の職員は100.4ポイントという形で、国家公務員よりも高いという状況の中での人事院勧告がされているのではないかと、それを踏まえて小坂町を考えてみますと、令和2年度4月の時点で95.4ポイント、いわゆる100を切っている状況の中、町の職員の方の給料は低い状況にあるというふうな結果が出ております。

町村の中で照らし合わせると、小坂町は今言ったラスパイというか、給与の平均が42.7歳で30万900円、諸手当を入れますと36万6,057円と、同じような状況の中では三種町がありますが、三種町ではそれより若干高い月額の給料をもらっていると、そういう状況にあります。

今、小笠原議員が言ったように、状況が厳しい中での給料の期末手当の引下げというのは、 小坂町においては県の中で反対する理由もないのでしょうけれども、常にこの人勧によって 引き下げることが恒例になっている状況は、私はいかがなものかと考えて今質問した次第で あります。

人勧における秋田県の報告では42.4歳で月額32万9,006円、諸手当を入れると計36万1,571円というのが人勧、県の報告であります。それに比べても小坂町の給料に対してはかなり低い状況の中で、その中でもやはり下げなければならないのか、その辺の考え方を副町長、どのように考えていますでしょうか。

- 〇議長(目時重雄君) 副町長。
- **○副町長(成田祥夫君)** ラスパイレス指数等につきましては、単純に平均年齢だけでは計れない、経験年数等も加味しておりますので、一概に比べられるものではないと思います。

そして、今回の秋田県人事委員会の勧告につきましては、給与等につきましては据置きという形にしております。期末手当につきまして民間の状況を調べたところ、民間の平均は4.19月という分析をしております。

それに照らし合わせて、公務員の手当の率も0.1月下げて4.20月にしようとするものであ

りますので、小坂町もこれまで秋田県のそういった秋田県人事委員会の勧告に準拠してまいりましたので、それと照らし合わせて今回0.1引き下げるという形で提案させていただいたところであります。

 O議長(目時重雄君)
 そのほか。

 8番。

○8番(鹿兒島 巖君) 一括提案ですから、第83号議案について質問をさせていただきたい と思います。

会計年度任用職員についても、一般職員同様の期末手当の減額ということであります。会計年度任用職員制度の採用に当たって、いわゆる待遇、賃金、手当等については、年度を追って一般職員に近づけるという考え方、当初ついていなかったのを全て一遍に一般職員並みにはできないけれども、年度を追って何年か経過した中で近づけていきたいと、改善していきたいという答弁が当初あったと記憶をしております。そういう経過の中で、今現在はこの手当等については経過措置中というふうに受け止めてきたわけであります。

これは参考資料の4ページの(3)にありますように、現行から令和4年度にかけて比較をするこの途中に令和3年度があると、本来ならば現行から令和4年にかけて上がっていくべき数字が一般職の関係で下がっているからここに下げてしまったという経過、一旦下がっているわけであります。こういう扱いがいいのかどうなのか、私は非常に疑問に感じております。経過措置を取りながらよくしていく途中に一遍下げてしまうと、そしてその次に一気に上げてしまうという、こういう扱いをしているわけであります。

この辺についてどういうふうに考えてこういうふうにしたのか、お伺いをしたいと思います。

- 〇議長(目時重雄君) 総務課長。
- ○総務課長(窪田圭一君) この表の現行の部分につきましては、令和3年度の改正前の数字で、令和3年度の部分が改正後でございます。

我々一般職も0.1月下がっておりますので、先ほど説明いたしましたとおり会計年度任用職員については0.075月の引下げということになっております。

ちなみに令和2年度が1.225月でした。今、令和3年度が改正後の数字で1.7625月で令和4年度が2.350月となりますので、制度改正、人勧分の引下げ以外の引下げは会計年度任用職員についても適用しておりませんので、引下げをしているということには当たらないのかなと思います。

先ほど議員おっしゃったとおり、臨時職員から会計年度任用職員に制度を変えたときに、一番最初の年は経過措置として一般職員の50%、今年度が75%、来年度から経過措置がなくなって100%になるということにしておりますので、途中で下がらないでだんだん年を重ねるごとに上がっていくことになっております。

- 〇議長(目時重雄君) 8番。
- **〇8番(鹿兒島 巌君)** ですから、あえて会計年度任用職員の数字をここに下げなくても、 そのままにしておいても一般職を超えるわけではないわけであります。

そういう状況の中で、私は実質的にいわゆる会計年度職員の処遇ということを考えた場合に、一般職が下がったから同じように下げるという考え方でいいのかどうなのか、本来先ほど言ったように、少しずつでも上げていくべき職員の対応について、こういう紋切り型といいますか、ある意味では官僚的といいますか、こういったやり方でいいのかどうなのか非常に疑問を感じたので、質問をさせていただきました。

以上であります。

○議長(目時重雄君) そのほかは質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- O議長(目時重雄君) 質疑はないものと認めます。 これより討論に入ります。討論はありませんか。 9番。
- ○9番(小笠原憲昭君) 議長、これは一つ一つの議案について質疑、討論しながら採決していくというふうになるのですか、それとも一括して質疑、討論ですか。
- 〇議長(目時重雄君) 一つ一つです。
- **〇9番(小笠原憲昭君)** では、議案第80号について私なりに反対の立場で討論させていただきます。

まず、1つは先ほど質問しましたように、政府は今すべきでない。経済が非常に低迷している状況の中では、皆さんにそれなりのお金を回していただくという意味で、人勧を受けたけれども、今は適当な時期ではないと、来年の6月まで繰り延べると、そういうことを言っているわけですから、私は政府の方針に沿って今改定すべきでないという立場でございます。

さらに秋田県は全国的に見ても全都道府県の県民所得は常に下のほうであると、最下位ないしは最下位から2番、3番という状況の中、この公務員給与、公務員の手当等を下げることに伴って、他に波及するものは今盛んに政府が力を入れております介護職とか保育士とか、

そういうふうなところも働いている待遇が非常に弱い部分にも多大に影響する公務員給与であります。なぜかといいますと、福祉法人なり福祉団体というのは、公務員給与を基準としながら運営費の単価が決まってくると、国の仕組みはそういう仕組みになっているわけです。ですから、今ここで改定をすることに伴って、当町がそういうことを率先してやれば、福祉団体、福祉法人等が右倣えしかねないと私は思うのです。そうしますと、保育士なり介護の職にある方々の待遇改善を今国が盛んに進めようとしている中でも逆行すると、今私はこの時期にはすべきでないと、そういう立場から強く反対をさせていただきます。

○議長(目時重雄君) そのほか討論ございませんか。

休憩いたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時04分

○議長(目時重雄君) 再開いたします。

そのほか討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(目時重雄君) 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第80号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第80号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長(目時重雄君) 起立多数であります。

よって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

続いて議案第81号の質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(目時重雄君) 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(目時重雄君) 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第81号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第81号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長(目時重雄君) 起立全員であります。

よって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

続いて議案第82号の質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(目時重雄君) 質疑はないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(目時重雄君) 討論はないものと認めます。

これより議案第82号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第82号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

〇議長(目時重雄君) 起立全員であります。

よって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

続いて議案第83号の質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(目時重雄君) 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

8番。

○8番(鹿兒島 巖君) 議案第83号につきましては、会計年度任用職員の期末手当の引下げに関わるわけでありますが、一般職員の手当を減額したこれに合わせて減額をするという提案であります。

これにつきましては、会計年度任用職員については年度を追って漸次一般職員に近づけていく、その経過途中の年度の中で、一般職員が減額したから同様に減額するということでありますけれども、かといって減額しなくてそのまま過ごしても一般職員を超える状況ではないと、あえて近づける途中の数字にしかすぎないということを考えれば、処遇を少しずつでも改善をするという位置づけからすれば、こういった減額措置はこれは納得できないということをもって、この議案については反対を主張させていただきたいと思います。

以上であります。

- ○議長(目時重雄君) そのほか討論。5番。
- ○5番(菅原明雅君) 鹿兒島議員と同意見であります。同一労働同一賃金という流れもある わけでありますので、会計年度任用職員の給料を下げるということには反対であります。 以上です。
- ○議長(目時重雄君) そのほか討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(目時重雄君) 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第83号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第83号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長(目時重雄君) 起立多数であります。

よって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

## ◎議案第84号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(目時重雄君) 日程第10、議案第84号 小坂町未来創生基金条例の一部を改正する 条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

[職員議案朗読]

O議長(目時重雄君) 町長から提案理由の説明を求めます。 町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長(細越 満君) 議案第84号 小坂町未来創生基金条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正は、令和3年4月に第6次小坂町総合計画を策定し、総合計画の基本理念を新たに設定したことから、第1条に記されております第5次小坂町総合計画に係る文言を削り、 条文を整理するものであります。

以上、誠に簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げま して、提案理由の説明といたします。

○議長(目時重雄君) これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(目時重雄君) 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(目時重雄君) 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第84号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第84号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長(目時重雄君) 起立全員であります。

よって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

### ◎議案第85号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(目時重雄君) 日程第11、議案第85号 小坂町国民健康保険条例の一部を改正する 条例制定についてを議題といたします。 職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

〇議長(目時重雄君) 町長から提案理由の説明を求めます。 町長。

[町長 細越 満君登壇]

○町長(細越 満君) 議案第85号 小坂町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本条例案は、産科医療補償制度が見直され、医療機関の当該制度に係る掛金を1万6,000円から4,000円引き下げて1万2,000円にするとともに、社会保障審議会医療保険部会において、少子化対策としての重要性に鑑み、出産育児一時金等の産科医療補償制度掛金相当分を加算した支給総額については42万円を維持すべきとされたことを踏まえ、健康保険法施行令等の一部を改正する政令の公布により、出産育児一時金の支給額を現行の40万4,000円から4,000円引き上げて40万8,000円にするものであります。

以上、誠に簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長(目時重雄君) これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(目時重雄君) 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(目時重雄君) 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第85号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第85号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長(目時重雄君) 起立全員であります。

よって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第86号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(目時重雄君) 日程第12、議案第86号 小坂町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

[職員議案朗読]

○議長(目時重雄君) 町長から提案理由の説明を求めます。 町長。

[町長 細越 満君登壇]

○町長(細越 満君) 議案第86号 小坂町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本条例の一部改正は、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が令和3年6月11日に、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令が令和3年9月10日に公布されたことに伴い整理したものであります。

主な改正点は、未就学児の被保険者均等割額の減額についての規定の整備、その他規定の整備並びに明確化であります。

詳細につきましては、町民課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

- 〇議長(目時重雄君) 町民課長。
- 〇町民課長(初沢 誠君) それでは、私のほうから詳細についてご説明いたします。

議案審議の参考12ページをご覧ください。

審議の参考①により説明いたします。

初めに改正概要でございますが、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、国民健康保険 税の所得割・均等割・平等割のうち未就学児に係る被保険者均等割額を5割軽減するもので ございます。

例えばでございますが、2割軽減対象の未就学児につきましては、残り8割の半分の4割をさらに軽減することになりますから、合わせて6割の軽減となります。7割軽減対象の未就学児につきましては、残り3割の半分の1.5割をさらに軽減することになり、合わせて

8.5割の軽減となります。

次に、未就学児1人当たりの均等割額についてであります。

下の表をご覧ください。右側が改正前、左側が改正後の内容となっております。

軽減なしの未就学児の均等割額は2万8,000円から1万4,000円となります。2割軽減対象の未就学児の均等割額につきましては2万2,400円から1万1,200円となります。7割軽減対象の未就学児の均等割額につきましては8,400円から4,200円となります。

次に、現時点での未就学児の人数でありますが、1歳が1人、2歳が1人、4歳が2人、 5歳が3人で計7人であります。

なお、このほかに審議の参考②の新旧対照表のとおり法令等の変更による条項番号や字句 の修正なども併せて改正しております。

施行日につきましては、未就学児に係る均等割額の改正部分は令和4年4月1日としております。

以上で小坂町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての説明を終わります。

○議長(目時重雄君) これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(目時重雄君) 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

8番。

○8番(鹿兒島 巖君) 今回のこの改正案については、これは法改正に伴うということであります。法改正により負担軽減が図られるということは歓迎したいというふうに思います。ただ、私はこの問題については、国保の税負担の重さから、いわゆる子どもの均等割については廃止すべきだという提案をしてきた経過がございます。

軽減、廃止、この検討も基本的には国もそういう考えの中で一歩前進させているわけでありますので、当町としても子育て支援等を含めた観点から、ぜひこれを機会に子ども、いわゆる18歳未満の均等割について軽減をさらに一層図られるよう、負担ゼロを目指して取り組んでいただきたいことを申し上げておきたいと思います。

以上であります。

○議長(目時重雄君) そのほか討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(目時重雄君) 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第86号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第86号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長(目時重雄君) 起立全員であります。

よって、議案第86号は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第87号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(目時重雄君) 日程第13、議案第87号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

[職員議案朗読]

○議長(目時重雄君) 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 細越 満君登壇]

**〇町長(細越 満君)** 議案第87号 指定管理者の指定について、提案理由をご説明申し上げます。

本議案は、小坂鉱山事務所の指定管理者を指定するものであります。

小坂鉱山事務所は、明治百年通りの観光拠点として、町民が鉱山の町として歩んできた歴史と文化に関する認識を深め、その生活の向上に寄与することと観光情報の発信や観光案内及び飲食物の提供や地場産品の販売をしながら、観光客と町民への利用に供し、地域の活性化に資することを目的に設置されているものであります。

指定管理者の候補選定については、公募によらない指定管理者の選定とし、小坂まちづく り株式会社から申請書を提出していただきました。

副町長を委員長とし、職員並びに外部有識者で組織する指定管理者選定委員会を11月2日 に開催し、本施設の管理・運営に係る事業・収支計画の内容等について説明、質疑応答等を 行い、その後、選定基準を参照しながら審査を行いました。

申請団体である小坂まちづくり株式会社は、これまでの管理・運営の実績と今後5年間の 提案内容も十分基準を満たしているなどの理由から、申請のありました小坂まちづくり株式 会社を指定管理者候補者に選定することに決定いたしました。

指定管理期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間であります。

議会の議決をいただいた後に指定管理者の指定をし、管理に関する基本協定の締結を行いまして4月から管理・運営を行うことになります。

以上、誠に簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長(目時重雄君) これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(目時重雄君) 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(目時重雄君) 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第87号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第87号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長(目時重雄君) 起立全員であります。

よって、議案第87号は原案のとおり可決されました。

### ◎議案第88号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(目時重雄君) 日程第14、議案第88号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

#### 〔職員議案朗読〕

〇議長(目時重雄君) 町長から提案理由の説明を求めます。 町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

**〇町長(細越 満君)** 議案第88号 指定管理者の指定について、提案理由をご説明申し上げます。

本議案は、小坂町「天使館」の指定管理者を指定するものであります。

小坂町「天使館」は、明治百年通りの歴史的、文化的な観光施設として町民の教育文化の向上と福祉の増進に寄与すること及び観光客への利用に供し、地域の活性化に資することを目的に設置されているものであります。

指定管理者の候補選定については、公募によらない指定管理者の選定とし、小坂まちづく り株式会社から申請書を提出していただきました。

副町長を委員長とし、職員並びに外部有識者で組織する指定管理者選定委員会を11月2日に開催し、本施設の管理・運営に係る事業・収支計画の内容等について説明、質疑応答等を行い、その後選定基準を参照しながら審査を行いました。

申請団体である小坂まちづくり株式会社は、これまでの管理・運営の実績と今後5年間の 提案内容も十分基準を満たしているなどの理由から、申請のありました小坂まちづくり株式 会社を指定管理者候補者に選定することに決定いたしました。

指定管理期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間であります。

議会の議決をいただいた後に指定管理者の指定をし、管理に関する基本協定の締結を行いまして、4月から管理・運営を行うことになります。

以上、誠に簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長(目時重雄君) これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(目時重雄君) 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(目時重雄君) 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第88号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第88号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長(目時重雄君) 起立全員であります。

よって、議案第88号は原案のとおり可決されました。

◎議案第89号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(目時重雄君) 日程第15、議案第89号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

[職員議案朗読]

○議長(目時重雄君) 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 細越 満君登壇]

**〇町長(細越 満君)** 議案第89号 指定管理者の指定について、提案理由をご説明申し上げます。

本議案は、小坂鉄道レールパークの指定管理者を指定するものであります。

小坂鉄道レールパークは、町民が鉱山の町として歩んできた歴史と文化に関する知識を深め、その生活の向上に寄与すること及び観光客への利用に供し、町の活性化に資することを目的に設置されているものであります。

指定管理者の候補選定については、公募によらない指定管理者の選定とし、小坂まちづく り株式会社から申請書を提出していただきました。

副町長を委員長とし、職員並びに外部有識者で組織する指定管理者選定委員会を11月2日に開催し、本施設の管理・運営に係る事業・収支計画の内容等について説明、質疑応答等を行い、その後選定基準を参照しながら審査を行いました。

申請団体である小坂まちづくり株式会社は、これまでの管理・運営の実績と今後5年間の

提案内容も十分基準を満たしているなどの理由から、申請のありました小坂まちづくり株式 会社を指定管理者候補者に選定することに決定いたしました。

指定管理期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間であります。

議会の議決をいただいた後に指定管理者の指定をし、管理に関する基本協定の締結を行いまして、4月から管理・運営を行うことになります。

以上、誠に簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

- ○議長(目時重雄君) これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 9番。
- ○9番(小笠原憲昭君) お尋ねしたいことが2点ございます。

まず1つは、今、関連ずっと3件提案されてきていますけれども、議案第89号まで来ましたので、最後にしか聞けないと思ってお尋ねしたいと思います。

まず、1つは公募によらない指定管理者の申請方式、これを取ったのはなぜか。

それから、2つ目は期間が5年間という期間になっておりますけれども、この5年間としたのはどういう理由から5年間になっているのか、教えていただきたいと思います。

- 〇議長(目時重雄君) 観光産業課長。
- ○観光産業課長(木村則彦君) 公募によらないというふうなことでございますけれども、今までの実績からというのと、康楽館を1年前に指定管理で小坂まちづくり株式会社に管理をお願いしておったところなのですけれども、康楽館、鉱山事務所、レールパーク、天使館、一体となって小坂まちづくり株式会社に管理していただきたいというふうなこと、先ほど言いましたけれども、今までの実績というふうなことで公募によらない小坂まちづくり株式会社からの申請をいただいて、指定管理候補者としたところでございます。

5年間の年度につきましても、今までもずっと5年間、つまり長期的な計画が立てられるというふうなことがございます。また、1年前康楽館につきましても、康楽館は1年ずれていいたわけなのですけれども、そのときに1年前にしていただいたときは、康楽館は6年間で指定管理をしていただいたということで、今の鉱山事務所、レールパーク、天使館、先ほどの理由で一体となって管理していただきたいということで、併せて5年間、つまり5年後には康楽館の通りにある施設全部、再度また指定管理の期限が切れるというふうなこともありまして、5年間とさせていただいたところです。

以上です。

○議長(目時重雄君) そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(目時重雄君) 質疑はないものといたします。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(目時重雄君) 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第89号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第89号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長(目時重雄君) 起立全員であります。

よって、議案第89号は原案のとおり可決されました。

\_\_\_\_\_

#### ◎議案第90号の上程、説明

○議長(目時重雄君) 日程第16、議案第90号 令和3年度小坂町一般会計補正予算(第6号)を議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、諸表の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

**〇議長(目時重雄君)** 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 細越 満君登壇]

○町長(細越 満君) 議案第90号 令和3年度小坂町一般会計補正予算(第6号)について、 提案理由をご説明申し上げます。

今回の一般会計補正予算は、民間事業者等に対する生活バス路線維持費補助金や十和田ふるさとセンター改修、新型コロナウイルスワクチンの3回目接種に向けた準備に係る経費などを追加したほか、感染拡大の影響により中止となった事業や行事に関する経費の減額調整

を行っております。また、給与改定などに伴う人件費の調整を行っております。

歳入においては、事業の執行に伴う国県支出金等の確定などに伴う財源調整を行っております。

その結果、今回の補正額は、歳入歳出それぞれ8,765万5,000円の追加となり、補正後の 歳入歳出予算の総額を46億1,585万2,000円にするものであります。

第2条の地方債の補正においては、老人憩の家改修事業の起債限度額を変更するものであります。

詳細につきましては、総務課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りま すようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

### 〇議長(目時重雄君) 総務課長。

○総務課長(窪田圭一君) それでは、歳出から説明しますので、12ページをお開きください。 併せて項目ごとに係る歳入についても説明をしてまいります。

1款1項1目議会費は、先ほど可決いただきました議員の期末手当の改定に伴う議員期末 手当24万8,000円と職員の異動及び期末手当改定に伴う8万6,000円をそれぞれ減額してい ます。

この後の各項目においても、職員及び会計年度任用職員の異動及び期末手当改定により職員人件費などを調整していますが、同様の人件費の調整の説明は省かせていただきます。

次に、2款総務費、1項総務管理費、4目財産管理費は、細前田分譲地に係る宅地売払収入と昨年度の南あけぼの住宅火災等に係る災害共済金313万9,000円の充当による財源振替をしております。

5目企画費、18節補助金は、大館能代空港の利用促進を図るため、空港発着航空機を利用 した町民に対して片道5,000円を助成することとし50万円を、生活バス路線運行費等補助金 2,240万円は、民間事業者が運行するバス路線の赤字の一部を補助するもので、その内訳は 上向七滝線分238万4,000円、花輪線分1,489万3,000円、大館線分509万円となっております。

前年度との比較では、全体で30万7,000円の減となりましたが、前年に引き続き新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減が大きな要因となっています。そのほか小坂十和田湖線については、補助対象経費の協定変更により3万3,000円を措置しております。

財源内訳欄のその他は、4目財産管理費と同様の宅地売払収入分を充当しております。

6 目電子計算費、12節業務委託料は、庁内ネットワークセキュリティー設定に係る費用です。

18節の秋田県町村電算システム共同事業組合負担金は、軽自動車税関係手続に係るシステム改修分117万5,000円と児童手当特例給付廃止等に伴うシステム改修分212万5,000円です。 財源内訳欄の国県支出金は、児童手当制度システム改修に係る国庫補助金です。

7目基金費は、ふるさと納税の収入が増える見込みであることから、7節報償金は返礼品、11節通信運搬費は送料、12節業務委託料はさとふるなどへの委託分、13節諸利用料は決済システム利用に係る費用をそれぞれ増額するものです。

24節の未来創生基金積立金は、ふるさと納税増収分を積み立てるものです。

財源内訳欄のその他は、未来創生基金寄附金です。当初予算と合わせた現計予算額は 2,090万円となります。

8目バス運行費、10節燃料費は、燃料代高騰による不足見込分を計上しています。

財源内訳欄の国県支出金は、当初予算で見込んでいた町営バス野口線の地域公共交通確保維持改善事業国庫補助金の確定により39万円の減額、地域内フィーダー系統確保維持費県補助金が新たに対象となったことから111万1,000円を追加した結果、72万1,000円の増額となったものです。

2 項徴税費、2 目賦課徴収費、17節庁用器具費は、申告相談用プリンターの購入費分です。 4 項選挙費、3 目町長選挙費及び4 目秋田県知事選挙費は、精算による減額です。

財源内訳欄の国県支出金は、秋田県知事選挙費委託金で事務費の精算による減額分と同額 を減額しております。

14ページに移ります。

3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費、27節繰出金は、国民健康保険特別会計予算の人件費調整等に係る分を29万3,000円減額しています。

2目高齢者福祉費は、百歳長寿祝金事業、金婚式事業の精算による減額と外出支援サービス事業及び生活管理指導短期宿泊事業の不足分をそれぞれ90万円、32万8,000円、業務委託料に計上しております。

財源内訳欄のその他は、養護老人ホーム入所者負担金の実績見込みによる調整です。

3目老人憩の家管理費、10節修繕料は、あかしや荘の小破修繕分を計上しました。

11節検査手数料、14節施設改修工事費は、改修事業終了に伴う精算分の減額です。

財源内訳欄の地方債の1,030万円の減は、老人憩の家改修事業終了に伴う精算によるものです。

5目障害者福祉費は、財源振替により権限移譲推進交付金を障害者福祉総務事業に7万

7,000円充当しています。

6 目福祉保健総合センター管理費、14節施設補修工事費は、駐車場区画線設置及び屋外鉄 骨階段補修工事終了による精算の減です。

7目介護保険費、27節介護保険特別会計繰出金は、保険事業勘定分の人件費調整の予算補 正に伴いまして191万1,000円を減額しています。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、18節の鹿角広域行政組合衛生費負担 金は、今年度分の確定により377万円を減額しました。これは令和2年度決算確定に伴い繰 越金を計上したほか、人件費や事業費の確定などにより減となっています。

4目予防費の10節、需用費から17節備品購入費までは、新型コロナウイルスワクチンの 3回目接種に係る費用を措置いたしました。

財源内訳欄の国県支出金は、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金の526万 3,000円と新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業国庫補助金の466万4,000円です。

3項1目診療所費は、歯科診療所特別会計予算の人件費調整に係る繰出金を32万7,000円 増額したものです。

6 款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費の12節業務委託料は、農地台帳デジタル化に向けた台帳更新業務分です。

3目農業振興費、18節の農業夢プラン応援事業補助金は、今年度事業の追加要望により、 そばなどの汎用コンバイン等の購入に係る分を計上しております。

財源内訳欄の国県支出金は、補助率12分の4の農業夢プラン応援事業費県補助金です。

8目グリーンツーリズム推進費、18節のワイナリー創業祭補助金は、事業を中止したことによる減額です。

16ページに移ります。

7款1項商工費、3目観光費、14節施設改修工事費は、環境省所管の補助事業を受けられることになり、十和田ふるさとセンターの屋根塗装、照明器具の交換、エアコン設置など、 改修費用を計上しました。

財源内訳欄の国県支出金は、補助率2分の1の国立公園利用拠点滞在環境等上質化事業費 国庫補助金です。

8 款土木費、2 項道路橋りょう費、1 目道路橋りょう維持費、14節設備設置工事費は、尾 樽部時計台交差点及び国道282号鏡得寺入口交差点に道路照明灯を設置する費用です。

9款1項消防費、1目常備消防費、18節鹿角広域行政組合消防費負担金は、普通交付税額

の確定による調整などにより1,955万7,000円を増額しています。

3目消防施設費、10節修繕料は、消防番屋の小破修繕分です。

10款教育費、1項教育総務費、3目教育助成費の財源内訳欄のその他は、奨学資金貸付金元金分です。

2項小学校費、1目学校管理費、10節燃料費は、燃料代高騰による不足見込分を措置しま した。

14節施設補修工事費は、当初予算に計上していたメディアスペース落下防止手すり設置工事の完了精算による減額となっております。

財源内訳欄のその他は、工事費の財源として新総合教育エリア振興基金を充当しておりま したが、事業が完了したことから減額しております。

3項中学校費、1目学校管理費は、小学校費同様不足が見込まれる燃料費の計上です。

4項社会教育費、1目社会教育総務費の7節報償費から13節使用料及び賃借料までは、新型コロナウイルス感染拡大の影響により規模縮小や中止となった成人式、教育留学推進事業、スキップの自然体験学習や社会教育主事研修に係る経費についてそれぞれ減額しています。 22節国庫支出金返還金は、放課後児童健全育成事業費補助金過年度分返還金です。

財源内訳欄、国県支出金32万7,000円の減は、教育留学推進事業に係る県委託金です。その他19万5,000円の減は、各種事業の参加料分です。

2目生涯学習推進費は、まなびピア事業終了による精算、18ページに移りまして、3目芸術文化振興費は、12月5日に開催を予定していた康楽館演劇祭を中止したことから、それに係る補助金を全額減額しています。

4目社会教育施設管理費、10節需用費は、セパームの燃料代とほっとりあ浴室換気扇の修繕分の経費を追加しております。

6目図書館費及び7目郷土館費は、不足が見込まれる燃料費を措置しました。

5項保健体育費、1目保健体育総務費は、今年度予定していた研修会やスポーツ事業の中 止により関連する経費を減額しています。

2目体育施設費、12節管理委託料は、みんなの運動公園指定管理料の不足見込分を、3目屋内温水プール費は、今年度の営業が終了したことから関連する経費をそれぞれ精算により調整しています。

12款1項公債費、1目元金、22節の長期債元金償還金に3,323万9,000円を計上しました。 これは実質公債費比率の上昇を抑制するため、平成20年から平成21年に借入れした秋田 県振興資金の元金について、令和4年度、令和5年度分に償還する分を今年度で繰上償還するものです。

財源内訳欄のその他は、減債基金繰入金を充当しています。

続いて歳入で措置した一般財源について説明しますので、9ページまでお戻りください。 これまで説明しました歳出歳入の補正予算において不足する一般財源については、10款地 方交付税で普通交付税を2,919万5,000円措置して収支の調整を図っています。

続いて6ページをお願いします。

第2表地方債補正では、老人憩の家改修事業が終了し、事業費が確定したことにより、限度額から1,030万円減額して、地方債の限度総額を3億9,895万7,000円から3億8,865万7,000円に変更するものです。

以上で一般会計補正予算(第6号)の説明を終わります。

○議長(目時重雄君) 議案第90号につきましては、本日は提案理由の説明のみで終結いたします。

なお、昼食休憩まで若干時間はあるわけですけれども、この後の議事に時間がかかります ので、これより昼食休憩といたします。再開は午後1時からといたします。よろしくお願い します。

休憩 午前11時57分

再開 午後 1時00分

○議長(目時重雄君) 午前中に引き続き会議を再開いたします。

### ◎議案第91号の上程、説明

○議長(目時重雄君) 日程第17、議案第91号 令和3年度小坂町国民健康保険特別会計補 正予算(第2号)を議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、諸表の朗読については省略いたします。

[職員議案朗読]

〇議長(目時重雄君) 町長から提案理由の説明を求めます。 町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長(細越 満君) 議案第91号 令和3年度小坂町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について、提案理由をご説明申し上げます。

本補正予算は、既決予算額に歳入歳出とも1,871万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を5億9,538万2,000円にするものであります。

歳出補正の主な内容は、連合会等負担金に4万円、一般被保険者療養給付費に1,623万8,000円、一般被保険者高額療養費に500万円、増額が見込まれる保険税の還付金に10万円、令和2年度特定健診等負担金精算分として返納金に83万2,000円を増額し、人事異動及び給与改正に伴う職員人件費として29万3,000円、新型コロナウイルス感染症の影響により特定健診受診率向上事業を中止したことから、業務委託料を311万5,000円減額しております。

歳入につきましては、特定健診受診率向上事業に係る特別調整交付金を311万5,000円、 職員人件費に係る一般会計繰入金を29万3,000円減額し、前年度繰越金として2,212万2,000 円増額しております。

以上、誠に簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長(目時重雄君) 議案第91号につきましても、本日は提案理由の説明のみで終結いたします。

# ◎議案第92号の上程、説明

○議長(目時重雄君) 日程第18、議案第92号 令和3年度小坂町後期高齢者医療特別会計 補正予算(第1号)を議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、諸表の朗読については省略いたします。

[職員議案朗読]

O議長(目時重雄君) 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長(細越 満君) 議案第92号 令和3年度小坂町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1号)について、提案理由をご説明申し上げます。

本補正予算は、既決予算額に歳入歳出とも2万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を8,212万2,000円にするものであります。

歳入につきましては、前年度繰越金の確定に伴い4款繰越金へ2万6,000円を追加しております。

歳出につきましては、歳入の調整として2款後期高齢者医療広域連合納付金へ2万6,000 円を追加しております。

以上、誠に簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長(目時重雄君) 議案第92号につきましても、本日は提案理由の説明のみで終結いたします。

#### ◎議案第93号の上程、説明

○議長(目時重雄君) 日程第19、議案第93号 令和3年度小坂町介護保険特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、諸表の朗読については省略いたします。

[職員議案朗読]

○議長(目時重雄君) 町長から提案理由の説明を求めます。 町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長(細越 満君) 議案第93号 令和3年度小坂町介護保険特別会計補正予算(第3号) について、提案理由をご説明申し上げます。

保険事業勘定の既決予算額から歳入歳出とも94万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額 を7億9,658万1,000円にするものであります。

歳出補正の内容は、1款1項1目一般管理費は会計年度任用職員人件費の調整分として 191万1,000円を減額、要支援者の介護給付費である2款2項1目支援サービス等諸費は実 績が見込みより多く推移していることから83万4,000円を追加し、6款1項2目償還金は平 成28年度の介護給付費調整交付金及び令和元年度の介護給付費負担金の算定再確定に伴う返還金として13万6,000円を追加しようとするものです。

歳入補正の内容につきましては、4款支払基金交付金において介護給付費交付金概算交付 分として96万4,000円を追加したほか、5款県支出金において令和元年度介護給付費負担金 の算定再確定に伴う追加交付分として6,000円を追加し、7款繰入金において、歳出補正の 会計年度任用職員人件費の減額に対する充当分として191万1,000円を減額しようとするも のです。

以上、誠に簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長(目時重雄君) 議案第93号につきましても、本日は提案理由の説明のみで終結いたします。

\_\_\_\_\_\_

## ◎議案第94号の上程、説明

○議長(目時重雄君) 日程第20、議案第94号 令和3年度小坂町歯科診療特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、諸表の朗読については省略いたします。

[職員議案朗読]

○議長(目時重雄君) 町長から提案理由の説明を求めます。 町長。

[町長 細越 満君登壇]

○町長(細越 満君) 議案第94号 令和3年度小坂町歯科診療所特別会計補正予算(第1号) について、提案理由をご説明申し上げます。

本補正予算は、既決予算額に歳入歳出とも32万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を 6,846万8,000円にするものであります。

歳出補正の内容は、1款1項1目総務費においてマイナンバーカードを保険証として利用するため、オンライン資格確認の接続費用に係る諸手数料49万9,000円を増額しております。また、会計年度任用職員人件費の調整分として17万2,000円を減額しております。

歳入補正の内容は、歳出増に伴い3款一般会計繰入金へ32万7,000円を追加し、調整して

おります。

以上、誠に簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長(目時重雄君) 議案第94号につきましても、本日は提案理由の説明のみで終結いたします。

## ◎議案第95号の上程、説明

○議長(目時重雄君) 日程第21、議案第95号 令和3年度小坂町下水道事業特別会計補正 予算(第1号)を議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、諸表の朗読については省略いたします。

[職員議案朗読]

○議長(目時重雄君) 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 細越 満君登壇]

○町長(細越 満君) 議案第95号 令和3年度小坂町下水道事業特別会計補正予算(第1号) について、提案理由をご説明申し上げます。

本補正予算は、既決予算額に歳入歳出とも2万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を3億925万1,000円にするものであります。

歳入につきましては、前年度繰越金の確定に伴い5款繰越金へ2万6,000円を追加しております。

歳出につきましては、歳入の調整として1款下水道管理費の光熱水費へ2万6,000円を追加しております。

以上、誠に簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長(目時重雄君) 議案第95号につきましても、本日は提案理由の説明のみで終結いたします。

### ◎議案第96号の上程、説明

○議長(目時重雄君) 日程第22、議案第96号 令和3年度小坂町小坂財産区特別会計補正 予算(第1号)を議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、諸表の朗読については省略いたします。

[職員議案朗読]

○議長(目時重雄君) 町長から提案理由の説明を求めます。 町長。

[町長 細越 満君登壇]

**○町長(細越 満君)** 議案第96号 令和3年度小坂町小坂財産区特別会計補正予算(第1号) について、提案理由をご説明申し上げます。

本補正予算案は、歳入歳出予算総額に歳入歳出とも169万円を追加し、歳入歳出予算の総額を346万6,000円にするものであります。

歳入は、令和2年度の本会計決算において生じた歳入歳出差引額169万1,000円を全額予算化するため、2款1項1目に繰越金169万円を措置しております。

歳出は、財産区特別会計の健全な財政運営を図ることを目的とした小坂財産区財政調整基金に今回歳入で措置した繰越金相当額を積み立ていたします。この積立てにより、本基金の年度末残高は1,968万9,000円となる見込みです。

以上、誠に簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長(目時重雄君) 議案第96号につきましても、本日は提案理由の説明のみで終結いたします。

### ◎散会の宣告

○議長(目時重雄君) 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。 本日はこれをもって散会いたします。

なお、次の本会議は12月1日午前10時から再開し、一般質問を行います。

散会 午後 1時19分